

医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカードでのオンライン資格確認による情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報)を取得・活用して診療を行います。

上記の体制より、令和6年6月1日以降、国が定めた診療報酬算定要件に従い、「医療情報取得加算」として、以下の点数を算定します。

※令和6年12月より、以下のとおり点数が変更となります。
初診時、再診時ともに点数がマイナ保険証の利用の有無に関わらず統一となります。

【初診時】

医療情報取得加算 1点

【再診時】(3月に1回に限り算定)

医療情報取得加算 1点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。